◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

判例評釈

取引相場のない株式の評価における総則６項適用の可否

―東京地判令和６年１月18日―

弁護士　迫野馨恵

第１　はじめに

相続税法22条は相続税における相続財産の評価の原則を定めており、「特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価」により評価することとしている。この時価とは「当該財産の客観的な交換価値をいう」とされている[1]が、その評価方法は一部を除いて法令上定められておらず、実務上、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）により評価されている。

評価通達では時価の意義について、課税時期においてそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、評価通達の定めによって評価した価額によることとされており、財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮するとされている（評価通達１項(2)(3)）。

もっとも、評価通達６項において、評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価することとされている（以下「総則６項」という。）。

総則６項については、最高裁判例（最判令和４年４月19日（以下「令和４年最判」という。））がある。この事案では、相続した不動産の評価が問題となり、総則６項を適用して評価通達による評価額を上回る価額とすることについて、租税法上の一般原則としての平等原則の例外として認められるか否かという観点からの判断が示された。

本稿において紹介する東京地判令和６年１月18日[2]（以下「本判決」という。）の事案は、相続した取引相場のない株式について、課税庁が総則６項に基づき評価通達とは異なる方法で評価して更正処分等を行い、その適否が問題となったものである。本判決は令和４年最判の判断枠組みを使用しつつ、結論としては総則６項の適用を否定しており[3]、以下ではその概要を確認し、平等原則の例外が認められる事情について検討を行いたい。

1　最判平成22年７月16日集民234号263頁、最判令和４年４月19日民集76巻４号411頁
2　TAINSコードZ888-2556
3　本判決は、令和４年最判後に総則６項の適用が否定された初めての事案のようである。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ